

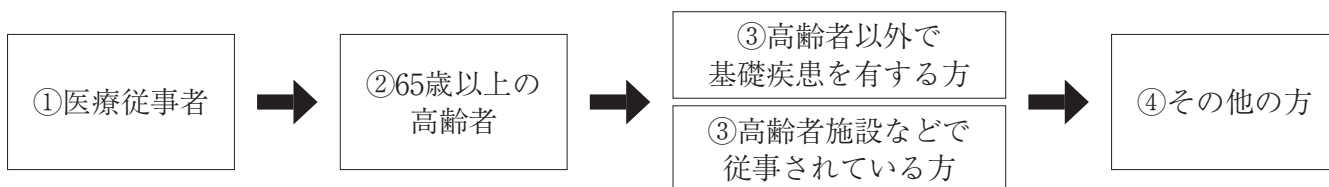
新型コロナウイルス感染症

感染拡大防止に関する情報について

新型コロナワクチンの接種について

新型コロナワクチンの接種については、今後、有効で安全なワクチンが承認・供給され次第、国が定める優先対象者から接種をはじめていきます。ワクチン接種は国の指針に基づき、全国統一のルールで実施します。具体的な接種開始時期や接種場所などが決まり次第、随時お知らせします。

接種対象者・接種順位



接種時期

国の指示に基づき、接種開始時期が決まり次第お知らせします。

高齢者の接種開始時期は4月1日以降を予定しています。

接種回数・費用

現在、国が確保しているワクチンは複数種類あります。どのワクチンも一定の間隔をあけて2回接種していただく予定です。接種費用は無料です。

接種場所・日時・方法など

接種を実施する具体的な場所や日時については、決まり次第お知らせします。

福浦・牛滝地区の方はそれぞれの診療所で、それ以外の地区の方は大間病院での接種となります。ワクチンを効率よく・無駄なく使用するために完全予約制とし、日時を設定し人数を制限させていただきますのでご了承ください。

接種には「接種券」が必要です。決められた日時に持参し、接種することになります。

新型コロナワクチンの効果

現在、国内外で新型コロナワクチンの開発が進められ、効果や安全性については確認されているところです。

また、ファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社は、開発中のワクチンを投与した人の方が、投与しない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症していた人が少ないという結果が得られたと発表しています。

新型コロナワクチンの副反応について

日本への供給を計画している海外のワクチンでは、ワクチン接種後に、ワクチン接種と因果関係がないものも含めて、接種部位の痛みや、頭痛・倦怠感・筋肉痛などの症状がみられたことが発表されています。

また海外では、すでに実施されている予防接種において、まれな頻度でアナフィラキシー（急性アレルギー反応：じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸症状）が発生したことが報告されています。もし、アナフィラキシーが起きた時には、接種会場や医療機関ですぐに治療を行うこととなります。

健康被害救済制度について

一般的にワクチン接種では、副反応による健康被害（障がいが残ったり病気になったりすること）が極めて稀ですが避けることができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害を生じ、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残った場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金などの給付）が受けられます。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じる場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

ワクチンの接種は完全予約制のため、事前に接種希望調査書を配布し希望の有無を確認します。国の指針のとおり、接種希望の有無にかかわらず対象となる方には「接種券」を送付しますのでご了承ください。

【お問合せ】 福祉健康課 健康推進係 担当：山田